

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年4月26日

【会社名】 九州電力株式会社

【英訳名】 Kyushu Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 池辺和弘

【本店の所在の場所】 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

【電話番号】 092-761-3031（代表）

【事務連絡者氏名】 コーポレート戦略部門組織戦略グループ長 倉着正隆

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号  
九州電力株式会社東京支社  
03-3281-4931（代表）

【事務連絡者氏名】 東京支社企画グループ長 前田圭

【縦覧に供する場所】 九州電力株式会社 佐賀支社  
(佐賀市神野東二丁目3番6号)  
九州電力株式会社 長崎支社  
(長崎市城山町3番19号)  
九州電力株式会社 大分支社  
(大分市金池町二丁目3番4号)  
九州電力株式会社 熊本支社  
(熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号)  
九州電力株式会社 宮崎支社  
(宮崎市橘通西四丁目2番23号)  
九州電力株式会社 鹿児島支社  
(鹿児島市与次郎二丁目6番16号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)  
(注) 上記のうち、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島の各支社は金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、投資者の便宜を図るため備え置いております。

## 1 【提出理由】

当社は、2019年4月26日の取締役会決議により、当社が営む一般送配電事業及び離島における発電事業等を、会社分割の方法により、九州電力送配電株式会社（以下、「承継会社」という）に承継させることとし、承継会社との間で吸収分割契約を締結したので（以下、この会社分割を「当該吸収分割」という）、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

## 2 【報告内容】

### （1）当該吸収分割の相手会社についての事項

- ① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額及び事業の内容

（2019年4月1日現在）

商号	九州電力送配電株式会社
本店の所在地	福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
代表者の氏名	代表取締役社長 山崎 尚
資本金の額	5百万円
純資産の額	10百万円
総資産の額	10百万円
事業の内容	事業を行っていない。

- ② 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

承継会社は、2019年4月1日の設立であり、本臨時報告書提出日現在、最初の事業年度は終了していない。

- ③ 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	九州電力株式会社
発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合	100%

- ④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社100%出資の子会社である。
人的関係	当社より取締役を派遣している。
取引関係	業務委託契約を締結している。

### （2）当該吸収分割の目的

わが国においては、「電力の安定供給の確保」「電気料金の抑制」「需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大」を目的として電力システム改革が進められており、その一環として、2015年6月の電気事業法改正により、送配電部門の中立性を一層確保する観点から、2020年4月に一般送配電事業者が小売電気事業や発電事業を行うことが原則禁止される「兼業規制による法的分離」が義務付けられている。

当社は、この法的分離に適切に対応し、九電グループの価値向上と競争力ある事業運営体制を構築する観点から、当社が営む一般送配電事業等を当社の完全子会社である九州電力送配電株式会社に承継させる吸収分割を実施する。

これにより当社は、発電事業及び小売電気事業を一体で担う事業持株会社として、お客さまのより豊かで快適な生活に資するエネルギーサービスをお届けするとともに、競争力を高め、更なる収益拡大を図っていく。

また、九州電力送配電株式会社は、公平性・透明性・中立性を一層高めるとともに、電力の安定供給と、保全・運用業務の効率化・高度化などによる経済性との両立により、お客さまからの信頼向上を目指していく。

こうした事業運営体制の構築を通じて、法的分離後も、当社と九州電力送配電株式会社が引き続き、エネルギー事業者としての責務を全うするとともに、九電グループ全体の価値の持続的な向上を目指していく。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容及びその他の吸収分割契約の内容

① 吸収分割の方法

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である九州電力送配電株式会社を承継会社とする吸収分割である。

② 吸収分割に係る割当ての内容

当該吸収分割に際し、承継会社である九州電力送配電株式会社は、普通株式3,360万株を発行し、すべて当社に対して割当て交付する。

③ その他の吸収分割契約の内容

(i) 当該吸収分割の日程

吸収分割契約承認	取締役会(当社)	2019年4月26日
吸収分割契約承認	取締役決定(承継会社)	2019年4月26日
吸収分割契約締結		2019年4月26日
吸収分割契約承認	定時株主総会(当社)	2019年6月26日（予定）
吸収分割契約承認	臨時株主総会(承継会社)	2019年6月26日（予定）
吸収分割効力発生日		2020年4月1日（予定）

(注) 当該吸収分割の効力発生については、2019年6月26日開催予定の第95回定時株主総会において関連議案が承認可決されること及び関係官庁等から事業の遂行に必要な許認可等が得られることが前提条件となる。

(ii) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

新株予約権付社債について、本件吸収分割による変更はない。なお、当社は新株予約権は発行していない。

(iii) 当該吸収分割により増減する資本金

当社の資本金に変更はない。

(iv) 承継会社が承継する権利義務

九州電力送配電株式会社は、当社との間で締結した2019年4月26日付の吸収分割契約の定めに従い、当社が営む一般送配電事業、離島における発電事業等に関して有する権利義務を効力発生日に承継する。なお、当該吸収分割による承継会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとする。

また、当社の既存の公募社債に係る債務等については、承継会社へ承継しない。

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

承継会社は当社の100%子会社であり、当該吸収分割により承継会社が発行する全ての株式を当社に割当て交付するため、当社と承継会社間で協議し、割当てる株式数を決定している。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(2020年4月1日現在(予定))

商号	九州電力送配電株式会社
本店の所在地	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
代表者の氏名	代表取締役社長 山崎 尚
資本金の額	20,000百万円
純資産の額	1,681,978百万円

総資産の額	1,845,126百万円
事業の内容	一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに付帯 関連する事業

(注) 上記純資産の額及び総資産の額は2019年3月31日現在の当社の貸借対照表を基準として算出しているため、実際の額とは異なる可能性がある。